

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第二号)(衆議院送付)

要旨

本法律案は、審議会等の常勤委員等の俸給月額引下げ、特別の事情がある場合の審議会等の常勤委員等の俸給月額の特例制度の新設、給与体系の見直し等を行うものとして、その主な内容は次のとおりである。

一、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

1 審議会等の常勤委員等の俸給月額を、審議会等の委員長及び総合科学技術会議の常勤の議員については百十四万六千円に、審議会等の常勤委員については百一万二千円に引き下げる。

2 特別の事情がある場合の審議会等の常勤委員等の俸給月額について、総務大臣への協議により引き上げることができる特例制度を設ける。

3 特別職の職員の給与体系を見直し、内閣危機管理監及び侍従長の俸給月額を百三十二万八千円とし、内閣総理大臣補佐官等の俸給月額を百三十万千円とする。

4 兼業等をしている審議会等の常勤委員等の兼業等から生ずる所得が政令で定める基準に該当するとき
は、日額の手当を支給する。

5 大使について、特別の事情がある場合の俸給月額の特例に関し、規定を整備するほか、適用範囲に関する規定を整序する。

二、二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正

特別職の職員の給与体系を見直し、政府代表の俸給月額を百三十万円とする。

三、国家公務員退職手当法の一部改正

審議会等の常勤委員等に適用される特例措置を廃止する。

四、この法律は、平成十七年四月一日から施行する。